

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月10日

【四半期会計期間】 第78期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 丸一鋼管株式会社

【英訳名】 Maruichi Steel Tube Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木博之

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江三丁目9番10号

【電話番号】 大阪(06)6531 1201

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 河村康生

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号(八重洲ダイビル内)

【電話番号】 東京(03)3272 5331

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 東京事務所長 目黒義隆

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

丸一鋼管株式会社東京事務所
(東京都中央区京橋一丁目1番1号(八重洲ダイビル内))

丸一鋼管株式会社名古屋事務所
(名古屋市熱田区千年一丁目2番4号)

(名古屋事務所は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して任意に縦覧に供する場所としたものです。)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第77期 第1四半期 連結累計期間	第78期 第1四半期 連結累計期間	第77期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	28,034	29,374	115,758
経常利益 (百万円)	5,696	4,942	18,625
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,443	3,158	10,211
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	638	3,049	5,195
純資産額 (百万円)	214,865	216,012	218,511
総資産額 (百万円)	252,957	254,666	258,572
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	39.62	36.93	117.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	39.60	36.91	117.78
自己資本比率 (%)	76.2	81.6	81.3

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3 第77期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響で途切れたサプライチェーンの回復や貿易収支の再黒字化などにより、次第に持ち直してきておりますが、欧州を中心とする金融不安、東日本大震災に起因する電力の供給不安、急速な円高の影響により景気の先行きは不透明な状態が続いております。

（日本）

国内事業につきましては、東日本大震災の影響で大きく落ち込んだ自動車向け需要は、回復基調にありますが、建築向け需要については、依然低迷しており、市場の荷動きは悪く、厳しい状況が続いております。一方、製品の価格面では鉄鉱石・石炭価格の上昇を背景とした高炉のコイル値上げ要請を製品に転嫁すべく値上げに注力しておりますが、第1四半期では完了せず、第2四半期にずれ込んでおります。

このような厳しい状況のなかで、国内事業につきましては、売上高は226億9千4百万円（前年同期比0.2%減）、セグメント利益は41億1千1百万円（前年同期比11.5%減）の結果となりました。

（北米）

北米事業につきましては、マルイチ・アメリカン・コーポレーション及びレビット・チューブ・カンパニーLLC(LTC社)において、販売数量が増加し、製品価格も上昇した結果、売上高は33億7百万円（前年同期比36.0%増）、セグメント利益は4億7千7百万円（前年同期比178.5%増）と、特に利益面では大幅に改善いたしました。

（アジア）

アジア事業につきましては、サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー(SUNSCO社)において、販売数量の増加及び製品価格の上昇により、売上高は33億7千1百万円（前年同期比18.3%増）と増加しましたが、のれん代の償却負担などにより、セグメント損失は2億1千6百万円を計上しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高は293億7千4百万円（前年同期比4.8%増）、営業利益は43億7千万円（前年同期比7.5%減）、経常利益は49億4千2百万円（前年同期比13.2%減）、四半期純利益は31億5千8百万円（前年同期比8.3%減）となりました。

尚、対米ドル換算レートは1米ドル82円34銭であります。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は2,546億6千6百万円(前連結会計年度比39億6百万円の減少)となりました。

主な内容は、製品が7億8百万円、原材料及び貯蔵品が11億9千万円増加しましたが、現金及び預金が41億6千万円減少したことにより流動資産合計で24億5千4百万円減少しました。固定資産については、主として投資有価証券が14億8千万円減少したことにより、固定資産合計で14億5千1百万円減少しました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は386億5千3百万円(前連結会計年度比14億7百万円の減少)となりました。

主な内容は、支払手形及び買掛金が6億7千6百万円増加しましたが、未払法人税等が17億6千8百万円減少したことなどにより、流動負債合計で7億1千9百万円減少しました。固定負債については、株式の時価評価に関わる繰延税金負債が6億9千7百万円減少したことにより、固定負債合計で6億8千7百万円減少しました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は2,160億1千2百万円(前連結会計年度比24億9千8百万円の減少)となりました。

主な内容は、自己株式が23億5千2百万円増加(純資産の減少)したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)について

当社は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等(注3)の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する方針(以下、「本方針」といいます。)を決定しております。

なお、本対応方針の概要は以下のとおりです。

1. 大規模買付けルールの必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そのためには、大規模買付行為にあたり十分な情報が株主の皆様に提供されることが重要と考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社の経営には、鉄鋼産業の一翼を担う鋼管の製造加工および販売などを行う企業としての豊富な経験、国内外の取引先および顧客等との間に築かれた長期的取引関係、全国に立地する各工場と地域社会との関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。そのため、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう、IR活動を通じて事業内容の適時開示に努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様

にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の従業員、関連会社、取引先および顧客等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等は、重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を慎重に検討し、大規模買付行為開始後に公表いたします。さらに、必要と認めれば大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な、応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。また、当社取締役会は、本方針の運用の適正性を確保するためと大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を担保するために、「独立委員会」を設置いたしております。独立委員会は弁護士2名と当社社外監査役1名により構成されております。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- (1) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、
 - (2) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、
- というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は次のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け

大規模買付行為完了後に意図する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）

本必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なるため、大規模買付者が大規模買付を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、速やかに公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合の取締役会評価期間の開始する日および満了する日を速やかに公表いたします。

3．独立委員会の設置

当社取締役会は、本方針に基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行いますが、本方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の公正性、透明性を担保するため、独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対して対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外監査役ならびに社外有識者（注4）の中から選任します。現在の独立委員会委員は川下 清氏、村尾 勝利氏、佐々木 寛治氏の3名であります。

4．大規模買付行為が為された場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様にご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、次に掲げる等の当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等である場合

- 1) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- 2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- 3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為
- 4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことを指します。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係、または当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その公正性、透明性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得価格の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討した上で決定することといたします。

なお、当該大規模買付行為において、例えば、会社の資産を買付者の債務の担保とすることや、会社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限って行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として上記例外的措置を行うことはしないものとします。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合および当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。また、具体的対抗措置として新株予約権を発行する場合は、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、当社は、新株予約権の発行を対抗措置とする場合において、その機動的発動を確保するために平成25年6月19日を有効期限とする新株予約権の発行登録を行っております。

5. 株主・投資家に与える影響等

（１）大規模買付ルールが株主投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をされる上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置を取る場合がありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行する際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。従い、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 大規模買付ルールの有効期限

上記対応本方針の継続を決定した当社取締役会には、当社社外監査役3名を含む監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、上記対応本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、継続に賛成する旨の意見を述べました。

また、本方針につき株主の皆様のご意向を反映させることが適切であると判断いたしましたので、平成22年6月の定時株主総会において、本方針を議案としてお諮りいたし、承認を頂きましたので、大規模買付ルールの有効期間は、平成22年6月の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなりました。

但し、有効期間の満了前であっても当社取締役会の決議により大規模買付ルールを廃止することがあります。また、有効期間中に大規模買付ルールを修正または変更する場合があります。大規模買付ルールが廃止、修正または変更がなされた場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

7. 本方針の合理性

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記1.「大規模買付ルールの必要性」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

合理的な客観的発動要件を設定していること

本方針は、上記4.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

独立性の高い社外者の判断を重視していること

本方針における対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

株主意思を尊重するものであること

本方針は、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本方針は、有効期間の満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記6.「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けたものが、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により本方針を廃止することが可能です。したがって、本方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員も交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者（同法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。）およびその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（ ）特定株主グループが当社の株券等の所有者およびその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、）または、（ ）特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計とします。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は30百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	94,000,000	94,000,000	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	94,000,000	94,000,000		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		94,000		9,595		14,631

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,774,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,158,100	851,581	
単元未満株式	普通株式 67,600		
発行済株式総数	94,000,000		
総株主の議決権		851,581	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式63株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式 総数に対する所有 株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸一鋼管株式会社	大阪市西区北堀江 三丁目9番10号	8,774,300		8,774,300	9.33
計		8,774,300		8,774,300	9.33

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	54,265	50,104
受取手形及び売掛金	2, 3 29,616	2, 3 28,866
有価証券	15,221	15,275
製品	7,135	7,843
原材料及び貯蔵品	14,081	15,272
その他	3,439	3,944
貸倒引当金	250	252
流動資産合計	123,509	121,054
固定資産		
有形固定資産		
土地	29,879	29,891
その他	35,036	35,040
有形固定資産合計	64,916	64,932
無形固定資産		
のれん	1,978	2,183
その他	1,933	1,884
無形固定資産合計	3,911	4,067
投資その他の資産		
投資有価証券	60,685	59,205
その他	5,633	5,482
貸倒引当金	83	75
投資その他の資産合計	66,235	64,612
固定資産合計	135,062	133,611
資産合計	258,572	254,666

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,164	14,841
短期借入金	5,616	5,655
未払法人税等	3,896	2,128
賞与引当金	852	374
役員賞与引当金	61	19
その他	4,357	5,210
流動負債合計	28,949	28,230
固定負債		
長期借入金	4,759	4,898
退職給付引当金	3,029	2,941
役員退職慰労引当金	55	29
繰延税金負債	2,580	1,882
その他	686	670
固定負債合計	11,111	10,423
負債合計	40,061	38,653
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,595	9,595
資本剰余金	15,821	15,821
利益剰余金	202,306	202,742
自己株式	17,397	19,749
株主資本合計	210,325	208,409
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,514	5,628
為替換算調整勘定	6,543	6,155
その他の包括利益累計額合計	28	526
新株予約権	76	76
少数株主持分	8,138	8,053
純資産合計	218,511	216,012
負債純資産合計	258,572	254,666

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	28,034	29,374
売上原価	20,756	22,382
売上総利益	7,278	6,991
販売費及び一般管理費	2,554	2,620
営業利益	4,724	4,370
営業外収益		
受取利息	30	49
受取配当金	282	258
持分法による投資利益	49	171
匿名組合投資利益	549	42
その他	274	288
営業外収益合計	1,187	810
営業外費用		
支払利息	56	44
為替差損	57	97
不動産賃貸費用	61	72
その他	40	23
営業外費用合計	215	238
経常利益	5,696	4,942
特別利益		
投資有価証券売却益	33	-
関係会社株式売却益	-	448
匿名組合清算益	1,713	482
その他	-	5
特別利益合計	1,746	936
特別損失		
固定資産除却損	2	10
投資有価証券売却損	44	-
投資有価証券評価損	61	1
災害による損失	-	39
その他	-	3
特別損失合計	108	53
税金等調整前四半期純利益	7,334	5,825
法人税等	3,094	2,417
少数株主損益調整前四半期純利益	4,240	3,407
少数株主利益	796	249
四半期純利益	3,443	3,158

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,240	3,407
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,169	1,093
為替換算調整勘定	237	450
持分法適用会社に対する持分相当額	52	285
その他の包括利益合計	4,879	357
四半期包括利益	638	3,049
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,511	2,660
少数株主に係る四半期包括利益	872	389

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

(1)当社は下記の関係会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
J-スパイラル・スチール・パイプ・カンパニー・リミテッド 12百万円	J-スパイラル・スチール・パイプ・カンパニー・リミテッド 24百万円

(2)当社は、下記の関係会社の資金調達について、経営指導念書を差入れております。

前連結会計年度(平成23年3月31日)

マルイチ・クマ・スチール・チューブ・プライベート・リミテッド、
丸一金属制品(佛山)有限公司

当第1四半期連結会計期間(平成23年6月30日)

マルイチ・クマ・スチール・チューブ・プライベート・リミテッド、
丸一金属制品(佛山)有限公司

2 手形割引高及び裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
受取手形割引高	-百万円	20百万円
受取手形裏書譲渡高	86百万円	99百万円
計	86百万円	119百万円

3 債権流動化による売掛債権譲渡額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
債権流動化による売掛債権譲渡額	149百万円	123百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	1,078百万円	1,126百万円
のれんの償却額	182百万円	206百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	1,868	21.50	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	2,722	31.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は平成23年4月7日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく、自己株式の取得を決議し実施致しました。これにより、四半期連結貸借対照表の純資産の部の株主資本における自己株式が1,200千株、2,352百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	日本	北米	アジア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	22,750	2,432	2,851	28,034	-	28,034
セグメント間の 内部売上高又は振替高	273	-	-	273	273	-
計	23,024	2,432	2,851	28,308	273	28,034
セグメント利益又は損失()	4,644	171	75	4,740	16	4,724

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 16百万円はセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	日本	北米	アジア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	22,694	3,307	3,371	29,374	-	29,374
セグメント間の 内部売上高又は振替高	33	-	-	33	33	-
計	22,728	3,307	3,371	29,407	33	29,374
セグメント利益又は損失()	4,111	477	216	4,371	1	4,370

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 1百万円はセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	39.62円	36.93円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,443	3,158
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,443	3,158
普通株式の期中平均株式数(千株)	86,922	85,525
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	39.60円	36.91円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	38	47
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年5月12日開催の取締役会において、平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	2,722百万円
1株当たりの金額	31円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年6月29日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月10日

丸一鋼管株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 公 江 祐 輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。